

平成27年産 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策） の支払実績について

平成27年産の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の支払実績を取りまとめました。平成27年産の米価は前年より上昇したものの、標準的収入額を下回ったことから、補てん総額は332億円となりました。

・ ナラシ対策の支払件数と補てん総額

	支払件数	補てん総額
平成27年産	93,891	332.3億円

注1:補てん総額は、国費と農業者拠出の合計です。

(参考) 過去のナラシ対策の支払件数及び補てん総額

	支払件数	補てん総額
平成26年産	58,375	516.4億円
平成25年産	31,876	46.5億円
平成24年産	1,234	1.9億円
平成23年産	5,043	6.7億円
平成22年産	39,516	83.1億円
平成21年産	52,000	188.7億円
平成20年産	21,259	72.0億円
平成19年産	50,210	313.8億円

問い合わせ先

政策統括官付総務・経営安定対策参事官付経営安定対策室

担当者：今野（いまの）、龍、松崎

代表：03-3502-8111（内線5139）

ダイヤルイン：03-6744-2147

平成27年産ナラシ対策の支払実績（都道府県別）

全 国 都 道 府 県	加入件数 (件)	支払件数 (件)	補てん総額 (億円)	(参考1) ※	(参考2) ※	
				米の10a当たり 補てん単価 (円/10a)	米加入面積10haの 場合の補てん額の推計 (万円)	
全 国	108,733	93,891	332.33	9,418	94	
北 海 道	19,968	8,872	29.14	4,283	42	
東 北	青 森 県	5,283	4,993	9.89	6,995	69
	岩 手 県	3,381	3,175	8.20	5,086	50
	宮 城 県	4,340	4,229	19.98	7,931	79
	秋 田 県	8,746	8,441	19.52	5,943	59
	山 形 県	7,698	7,451	7.86	2,893	28
	福 島 県	4,779	4,642	17.42	12,005	120
関 東	茨 城 県	3,263	3,074	14.42	17,913	179
	栃 木 県	5,141	4,989	20.47	13,354	133
	群 馬 県	958	931	1.79	2,502	25
	埼 玉 県	1,265	1,188	2.62	10,642	106
	千 葉 県	1,082	1,050	5.63	16,495	164
	東 京 都	4	3	0.00	8,568	85
	神 奈 川 県	125	121	0.14	10,647	106
	山 梨 県	137	123	0.28	11,545	115
	長 野 県	1,412	1,344	10.01	15,093	150
	静 岡 県	338	328	2.71	12,411	124
北 陸	新 潟 県	12,617	12,440	53.45	11,598	115
	富 山 県	1,509	1,320	6.08	5,788	57
	石 川 県	1,776	1,719	10.03	10,702	107
	福 井 県	1,172	1,094	6.78	9,079	90
東 海	岐 阜 県	681	654	4.26	9,270	92
	愛 知 県	641	608	6.57	9,900	99
	三 重 県	933	913	6.00	10,133	101
近 畿	滋 賀 県	2,406	2,363	13.19	12,606	126
	京 都 府	334	306	0.88	9,878	98
	大 阪 府	29	25	0.01	9,081	90
	兵 庫 県	1,095	916	1.45	7,844	78
	奈 良 県	91	85	0.14	14,604	146
和 歌 山 県	77	68	0.04	8,207	82	
中 国 ・ 四 国	鳥 取 県	435	391	1.95	12,343	123
	島 根 県	749	734	4.83	11,895	118
	岡 山 県	903	865	3.34	15,352	153
	広 島 県	545	516	3.82	10,839	108
	山 口 県	845	817	2.84	7,483	74
	徳 島 県	231	208	0.40	13,037	130
	香 川 県	563	540	3.18	13,662	136
	愛 媛 県	644	615	2.29	15,634	156
	高 知 県	283	270	0.48	11,126	111
九 州	福 岡 県	1,995	1,924	9.15	6,103	61
	佐 賀 県	1,613	1,554	7.26	5,236	52
	長 崎 県	862	772	0.51	3,795	37
	熊 本 県	3,569	3,350	6.53	6,843	68
	大 分 県	1,410	1,306	2.74	10,157	101
	宮 崎 県	1,791	1,601	2.27	14,072	140
鹿 児 島 県	919	873	1.74	6,962	69	
沖 縄 県	95	90	0.05	2,052	20	

(注1) 加入件数は、平成27年7月31日時点の積立金納付者の件数である。

(注2) 支払件数及び補てん総額は、平成28年8月31日時点の数値である。

(注3) ラウンドの関係で合計数値は一致しない場合がある。

※ 米の10a当たり補てん単価及び米加入面積10haの場合の補てん額の推計は、20%コースの場合、米のみで試算したものであり、実際の支払では、麦・大豆等との合算相殺がある。また、(参考2)の米加入面積10haの場合の補てん額の推計は、表記上、1万円未満は切り捨てている。

ナラシ対策とは

米価が下落した際に収入を補てんする
保険的制度です。

1 対象者

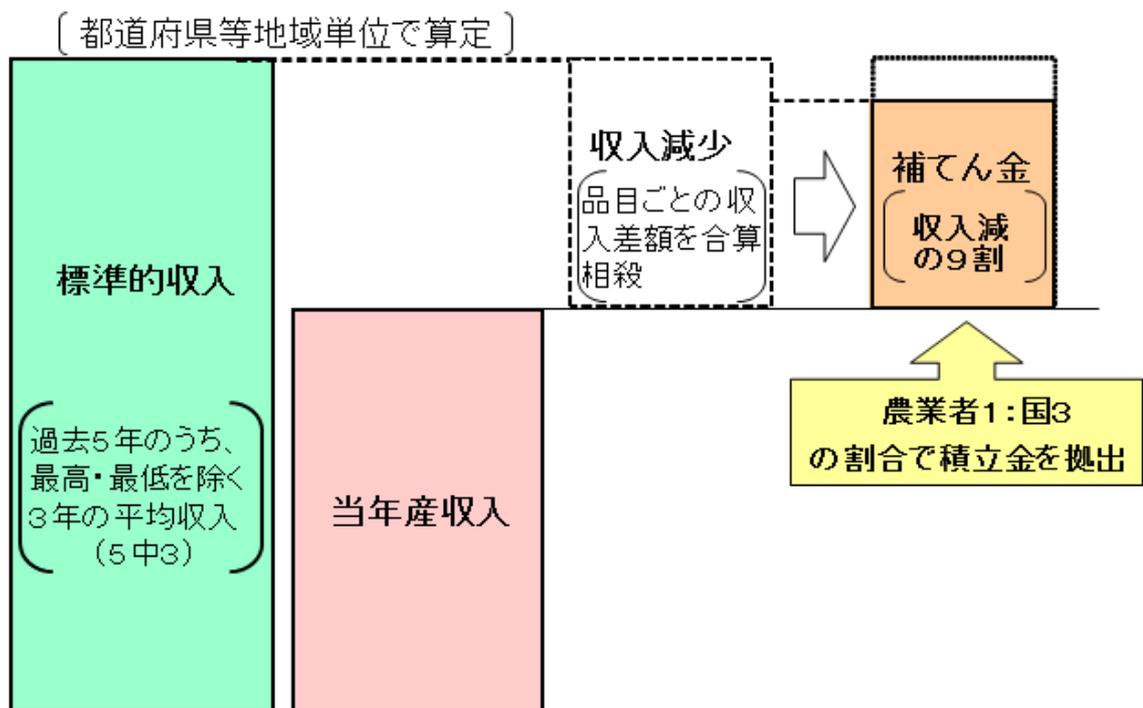
27年産から、認定農業者、認定新規就農者、集落営農が対象
(規模要件はありません)

2 対象品目

米のほか、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

3 補てん額

当年産の対象品目の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積立金で補てんします。



- ・農業者は対策加入時に、①標準的収入の10%下落まで対応できるコースと②20%下落まで対応できるコースのいずれかを選択し、そのコースに応じた積立金を拠出します。
- ・国からの交付金は、農業者の積立金の3倍の額が上限です。
- ・補てんは、収穫秋後3月までの価格をみて、5～6月に支払います。